## 日本スポーツとジェンダー学会「功労賞」選考内規

- 1. この内規は、日本スポーツとジェンダー学会「功労賞」(以下、功労賞と記す)の受賞者を選考する手続きを定めるものである。
- 2.「功労賞」規約第6条に定められた「功労賞」選考委員会委員(以下、選考委員と記す) は顧問、会長、理事長および本内規4に定める「功労賞」選考担当理事(以下、担当 理事と記す)により構成されるものとする。また、功労賞に推薦された人を考慮して 理事会で推薦された本学会会員若干名を加えることができる。
- 3. 選考委員が功労賞の推薦者または被推薦者となった場合は、選考に従事することはできないが、オブザーバーとして選考委員会に加わる。
- 4. 理事会は、受賞を決定する前年度にあたる奇数年度の年度末までに担当理事を決定し、 選考委員が連携して選考委員会の設置手続きを進めることができるように調整する。
- 5. 担当理事は、4に定めることの他、理事会への連絡および報告を行うものとする。
- 6. 委員長は選考委員の互選により決定し、理事会に報告する。
- 7. 推薦に関わる申請書類は、本学会所定の日本スポーツとジェンダー学会「功労賞」推薦書(1部)とする。
- 8. 推薦書は、日本スポーツとジェンダー学会事務局に送付されるものとする。
- 9. 選考委員会は当該年度の5月1日以降に審査を開始し、選考経過および結果を明らかにした「選考経過報告書」を添えて学会総会前に開催される理事会に選考結果を報告する。理事会は、提示された功労賞受賞の功績等結果の確認を行った後、事務局を通じ、受賞予定者に受賞の意思を確認の上、総会において表彰を行う。受賞辞退の場合は、当該年度における功労賞の補充は行わない。
- 10. 選考委員会が功労賞に該当する人がいないと判断した場合は、その旨理事会に報告する。
- 11. 規約および本内規に定められた以外の事項については、理事会と選考委員長が協議の 上、決定する。

## 付 則

この内規は2016年3月25日から施行する。